

令和4年度
介護サービス事業者講習会

春日井市

目次

○	はじめに	
○	お知らせ	
I	介護サービス事業者への指導・監査	1
II	令和4年度介護報酬改定	5
III	令和3年度介護報酬改定	6
IV	各種手続き（変更届・加算届等）	16
V	介護サービス事業者による高齢者虐待防止	18
VI	事故発生時の対応	20
VII	ケアプラン点検	26
VIII	新型コロナウイルス感染症に係る対応	28
IX	災害対応	29
X	介護サービス情報の公表	30
XI	研修・講習会のお知らせ	31
XII	要介護・要支援認定更新申請開始日の受付手順	32
XIII	社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度	33
XIV	介護保険施設における負担限度額認定	33

はじめに

介護サービス事業者の皆様へ

日頃から、当市の介護保険事業の運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
ございます。

皆様におかれましては、これまでも昼夜を問わず新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組みに努めていただき、感謝申し上げます。

さて、この度の介護サービス事業者講習会は、「介護保険施設等の指導監督について（令和4年3月31日老発0331第6号厚生労働省老健局長通知）」における介護保険施設等指導指針に基づく集団指導として、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図ることを目的としています。

皆様におかれましては、この資料と併せて、法令、国からの各種通知等の情報収集と遵守に努め、介護サービスの質の向上を図るとともに、保険給付の適正化に御協力をいただきますようお願いします。

春日井市 健康福祉部 介護・高齢福祉課

お知らせ

1 市ホームページのページ番号検索

この資料で「春日井市のホームページ」に掲載されている情報は、トップページ「<https://www.city.kasugai.lg.jp/>」から、指定された「ID」の番号を入力、検索して閲覧すると便利です。

The image shows a screenshot of the Kasugai City homepage. A red dashed box highlights the search area, which includes three tabs: 'サイト内検索' (Site Search), 'よくある質問検索' (Frequently Asked Questions Search), and 'ページ番号検索' (Page Number Search). Below the tabs, there is a text prompt: '各ページのIDを入力すると、該当ページが表示されます。' (Enter the ID of each page to display the corresponding page). There is an input field labeled 'ID', a '表示' (Display) button, and a link for '? ページ番号検索について' (About Page Number Search). A blue arrow points from the search area to the 'ページ番号検索' tab. Two callout boxes provide instructions: '① ページ番号検索をクリック' (Click Page Number Search) and '② ページIDを入力し、表示をクリック' (Enter page ID and click Display).

① ページ番号検索をクリック

② ページIDを入力し、表示をクリック

2 メールアドレスの報告

市では介護保険に関する情報を、市ホームページの他、メールでお知らせすることがあります。事業所のメールアドレスについて、次の場合は市へ報告いただきます様ご協力をお願いします。

- ・ メールアドレスを報告していない場合
- ・ メールアドレスに変更のあった場合又は廃止した場合

I 介護サービス事業者への指導・監査

1 基本的な考え方

介護サービス事業者には、人員、設備及び運営に関する基準等に適合しているか自主点検を行い、介護サービスの質の向上を目指していくことが求められています。

より良い介護サービスを提供するためには、必要な最低限度の基準に適合することだけにとどまらず、更なる事業運営の改善を図っていただかなければなりません。

当市は、介護サービス事業者が適正な事業運営をしているかを確認し、適正かつ円滑な事業運営を確保するため、次のとおり指導・監査を行います。

2 指導・監査の種類

(1) 集団指導

介護サービス事業者が適正なサービス提供を行うために遵守すべき制度内容の周知徹底等を図ることを主目的に講習等の方法により実施します。

介護サービス事業者講習会は、集団指導に位置付けられます。

(2) 運営指導

事業所に訪問等をして書類の作成状況や事業所内の様子等を確認します。

運営指導には、県と市で行う合同指導と、市のみで行う一般指導があります。

原則実地で行いますが、実地先の状況によりオンライン等を活用して実施する場合があります。

ア 合同指導

合同指導の対象は、県指定サービスです。県職員と市職員が原則事業所に訪問して指導を行います。

なお、県指定サービスに加え、市指定サービスがある場合は、同時に市による一般指導を行う場合があります。

イ 一般指導

一般指導の対象は、市指定サービスの地域密着型事業、総合事業、居宅介護支援及び介護予防支援です。市職員が原則事業所に訪問して指導を行います。

(3) 監査

人員、設備及び運営に関する基準等に違反すると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合に行います。

3 指導の重点項目

(1) 基準等運営体制

ア 人員配置の基準を満たし、適切な介護サービスを提供できる勤務体制が確保されているか。

- イ 相談室など、介護サービスに必要な設備の用途が保たれているか。
 - ウ 地震、火災、風水害（土砂災害を含む）等の非常災害に対する業務継続計画（BCP）の作成及び訓練を実施しているか。 ※
 - エ 事故発生時の内容を記録し、保険者等へ連絡を行い、従業員間で共有するとともに、事業者全体で原因の究明及び再発防止対策を講じているか。
 - オ 虐待の発生又は未然防止の取組みとして、研修の実施、虐待と思われる事態を発見した場合の通報体制が確保されているか。 ※
 - カ 個人情報 は適切に取り扱われているか。
 - キ ハラスメントの実態を把握し、取り組むべき対策を講じているか。
 - ク 感染症の発生及びまん延等に関する取組みとして指針の整備、研修の実施等がされているか。 ※
- ※ 令和3年4月1日から3年間は経過措置期間。期間中は努力義務。

(2) 介護サービス実施状況

- ア 管理者及び職員の資質向上のために研修を実施しているか。
- イ 利用者や家族の希望、課題に適合したサービス計画を作成しているか。また、サービス担当者会議を適切な時期に関係者の意見を踏まえて行っているか。
- ウ 自立支援及び重度化防止に資する計画を作成するために、他職種との連携がなされているか。
- エ 日常生活に要する費用の徴収にあたって、不適切な徴収が行われていないか。
- オ 生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わず、虐待や身体拘束の廃止に向けた取組みがなされているか。

(3) 介護報酬請求

- ア 算定条件を満たした上で適正に介護報酬を請求しているか。
- イ サービス提供にあたり計画書が事前に適正に作成されているか。

4 機動的な対応

従業員等による虐待が疑われる場合や、利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ないと判断した場合などは、事前の通知を行うことなく、現場の状況に応じて、機動的に運営指導又は監査を行います。

5 令和3年度の実地指導

令和3年度は、愛知県において新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発出されるなどの状況を踏まえ、感染症拡大防止を最優先とする観点から、計画していた実地指導の一部については延期いたしました。

(1) 実施件数（実施期間：6月22日～3月22日）

	実施 事業所	指摘事項	
		指摘事業所	指摘件数
居宅介護支援 介護予防支援	20	9	16
地域密着型サービス 総合事業	42	33	129
合計	62	42	145

(2) 指導の状況

ア 居宅介護支援・介護予防支援（指摘事業所数9件 指摘件数16件）

	指摘事項	指摘件数
1	指定居宅介護支援の具体的取扱い方針	8
2	内容及び手続きの説明及び同意	3
3	秘密保持等	3
4	運営規程	1
5	従業者の員数	1

(ア) 内容及び手続きの説明及び同意

サービス提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、

- ① 前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合
- ② 前6月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護ごとの回数の中に同一の居宅サービス事業所又は地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合

について文書を交付して説明を行い、利用者から署名を得る必要があるものの、説明が適切に行われなかったケース。

令和3年度の介護報酬改定により定められた項目ですが、この基準を満たせていない場合、運営基準減算として契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、減算適用後の単位数を算定します。1か月目は所定の単位数の50%となり、2か月目以降は所定単位数を算定できません。なお、令和3年3月31日以前に契約を結んでいる利用者については、ケアプランの見直し時等に説明を行うことが望ましいです。

イ 地域密着型サービス・総合事業（指摘事業所数 33 件 指摘件数 129 件）

	指摘事項	指摘件数
1	勤務体制の確保等	30
2	内容及び手続きの説明及び同意	20
3	サービス計画に沿ったサービス提供	17
4	運営規程	11
5	事後発生の防止及び事故発生時の対応	10
6	加算の算定	7
7	地域との連携等	7
8	サービス提供の記録	6
9	記録の整備	5
10	その他	16

(ア) 勤務体制の確保等

事業所において、勤務時間や兼務状況など、人員基準を満たしていることが確認できる、勤務形態一覧表、雇用契約書、資格者証やタイムカード等の書類の整備が不十分であったケース。

(イ) 内容及び手続きの説明及び同意

重要事項の説明において、第三者評価の実施状況が説明されていない、運営規程と重要事項説明書の整合性が図れていない、個人情報同意を利用者の家族から得ていないなど、契約時の手続きにおけるケース。

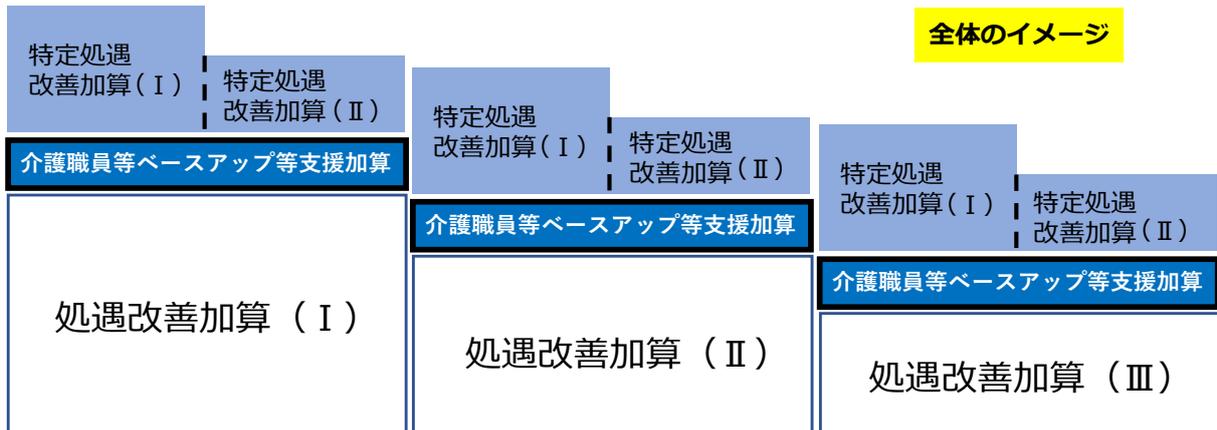
(ウ) サービス計画に沿ったサービス提供

作成された個別サービス計画に沿ってサービス提供がされていない、又は、サービス計画が作成されないままサービスが提供されていたケース。

ケアマネジャーにより暫定プランが作成されていなかったことや、アセスメント・モニタリング等が十分に行われなかったため、状態に変化があるものの、計画の見直しがされなかったことが要因でした。

Ⅱ 令和4年度介護報酬改定

介護職員の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、令和4年10月に、収入を3%程度（月額平均9,000円相当）引き上げるための措置、介護職員等ベースアップ等支援加算が創設されます。



1 介護職員等ベースアップ等支援加算の概要

加算率	定期巡回・随時対応型訪問介護看護…2.4% 地域密着型通所介護…1.1% 認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護…2.3% 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護…1.7% 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護…1.6% 他
算定要件	①処遇改善加算 (I)～(III)のいずれかを取得していること ②賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等（「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引き上げ）に使用すること
対象の職種	介護職員（ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善に加算で得た収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める）

2 申請・交付スケジュール

申請は令和4年8月に受付開始予定。10月のサービス提供分から毎月支払（実際の支払いは12月から）。賃金改善期間後に処遇改善実績報告書を提出。

当該加算の、緩和した基準によるサービスにおける取扱いについては、現在は未定のため、決定次第周知を予定しています。

Ⅲ 令和3年度介護報酬改定

令和3年度介護報酬改定に係る改正点で、経過措置が設けられたものとして、主に、感染症対策の強化、業務継続に向けた取組みの強化、ハラスメント対策の強化、高齢者虐待防止の推進があります。経過措置期間中は努力義務となっています。

Ⅲ－ⅰ 感染症対策の強化

新型コロナウイルス感染症等、感染症の発生やまん延防止に向けた日頃からの取組みが重要であることが再認識される中、各サービス事業者の感染防止の取組み強化として次のことが義務付けられています（令和6年3月31日までは経過措置期間）。

1 感染症対策の強化

(1) 感染症対策強化としての取組みの義務化

ア 施設系サービス

現行の「感染対策委員会の開催」、「指針の整備」、「研修の実施」に加え、「訓練（シミュレーション）の実施」を義務付け。

イ その他のサービス

施設系サービスと同様に「感染対策委員会の開催」、「指針の整備」、「研修の実施」、「訓練（シミュレーション）の実施」を義務付け。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催

（他の検討委員会と一体的に実施することも可能）

- ・ 感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種※により構成することが望ましい。

※ 幅広い職種…（例）施設長（管理者）、事務長、ケアマネジャー、生活相談員、介護職員、看護職員、医師、栄養士などの構成が考えられる（外部から感染症対策の専門家を登用することが望ましい）。

- ・ 委員会の構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくこと。
- ・ おおむね6か月に1回以上、定期的に委員会を開催（施設系サービスは、おおむね3か月に1回以上、定期的に委員会を開催）。感染症が流行する時期等必要に応じて随時開催。

※従業者が1名の居宅介護支援事業所については、感染症対策における指針を整備することで感染症対策委員会を開催しないことも差し支えない。

2 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

事業所内における平常時、発生時それぞれの対応を記載した指針を作成すること。

(1) 平常時の対策

- ・ 事業所内の衛生管理（環境の整備等）
- ・ ケアにかかる感染対策（手洗いなど標準的な予防策）等

(2) 発生時の対応

- ・ 発生状況の把握
- ・ 感染拡大の防止
- ・ 医療機関、保健所、市町村等の関係機関との連携、行政等への報告
- ・ 事業所内の連絡体制や関係機関への連絡体制を整備し明記しておく 等

3 感染症の予防及びまん延の防止のための研修、訓練（シミュレーション）の実施

事業所の従業者に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修、訓練（シミュレーション）を実施すること。

(1) 研修

- ・ 感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針（上記2で定めた指針）に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行う内容とする。
- ・ 定期的（年1回以上）に実施。
- ・ 新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。
- ・ 研修内容について記録する。

(2) 訓練（シミュレーション）

- ・ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、定期的（年1回以上）に実施。
- ・ 感染症発生時に迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業者内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施する。机上と実地を組み合わせながら実施することが望ましい。

（参考）

「厚生労働省 介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/taisakumatome_13635_html

「厚生労働省 介護現場における感染対策の手引き」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>

「厚生労働省 感染対策に関する研修について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/kansentaisaku_00001.html

Ⅲ－ⅱ BCP（業務継続計画）

介護サービスは、利用者、その家族の生活になくてはならないものであり、安定的・継続的に提供されることが求められます。そのため、各介護サービス事業所において、BCP（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じることが必要となります。令和6年3月31日までは経過措置期間となっていますが、昨今の介護サービスを取り巻く環境を鑑みれば、早期の取組みが必要です。

1 BCPとは

BCPとは、重要業務を遂行するための資源（人材、物資、情報）を保全、確保するための方法、スケジュールを具体的に定めたもの。危機的状況（自然災害、感染症のまん延、大事故）が発生した際に、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させることを目的としています。

2 防災計画とBCPの違い

BCPの目的達成には、防災計画による資源（人財、物資、インフラ）の保全も重要となります。両方の計画には共通する部分もあり、密接な関係があるといえます。

	防災計画	BCP
主な目的	<ul style="list-style-type: none">・身体、生命の安全確保・物的被害の軽減	<ul style="list-style-type: none">・身体、生命の安全確保に加え、優先的に継続、復旧すべき重要業務の継続または早期復旧
考慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none">・拠点がある地域で発生する想定される災害	<ul style="list-style-type: none">・自社の事業中断の原因となり得るあらゆる発生事象
重要視される事象	<ul style="list-style-type: none">・「死傷者数」「損害額」は最小限とする・従業員等の安否を確認し、被害者を救助・支援すること・被害を受けた拠点を早期復旧すること	<ul style="list-style-type: none">・左記に加え、以下を含む・重要業務の目標復旧期間・目標復旧レベルを達成すること・経営及び利害関係者への影響を許容範囲内に抑えること・利益を確保し企業として生き残ること
活動、対策の検討範囲	<ul style="list-style-type: none">・自社の拠点ごと	<ul style="list-style-type: none">・全社的（拠点横断）・委託先、調達先、供給先

3 自然災害発生時と感染症発生時のBCPの違い

自然災害と感染症のまん延に対して、それぞれに対応した計画を立てることが必要になります。また、それらの計画を一体的に策定することも良しとされています。

	自然災害	新型コロナウイルス感染症
被害の対象	人、施設、設備等、社会インフラへの被害が大きい	人への健康被害が大きい
影響範囲	被害が地域的・局所的	被害が国内全域、全世界的
被害の期間	過去事例等からある程度の影響想定が可能	長期化すると考えられ、不確実性が高く影響予測が困難
対策	代替地での事業継続が可能	代替地という考えが通用しにくい

4 事業所が講じるべき措置

- (1) **BCPの策定**…義務化されるまでに、下記の(2)～(4)の項目も含めた体制作りが求められるため、BCPの策定は今年度中に完了することが望ましい。
- (2) **計画の実行**…備蓄や非常電源の確保、緊急連絡先を紙媒体で用意するなど。
- (3) **従業員への周知と研修及び訓練の実施**…定期的に行う。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも可。
- (4) **BCPの見直しと変更**…訓練結果や最新の知見を用いてBCPの見直しを適時行う。

5 BCPの作成方法

BCPの作成には、厚生労働省HP「介護施設・事業所におけるBCP（業務継続計画）作成支援に関する研修」を参照することを推奨します。当該HPに掲載されている、「業務継続ガイドライン」、「(様式) ツール集」を用いて、準備しておくべき物資や連絡先、誰が何をするのかなど、必要な事項を定めていきます。そして、同じくHPに掲載されている「ひな形」に落とし込んでいき、BCPを作成します。また、HPには研修動画も掲載されています。「業務継続計画（BCP）作成のポイント」、「各サービスの固有事項」等を参考に、サービス種目に沿ったBCPに近づけていきます。



6 防災関連事業助成金

当市では、BCP又は経済産業大臣が認定する事業継続力強化計画に基づく防災や緊急時の対応に関連する機器・設備類の整備や、耐震診断の実施など、企業が存続するための取組みに対して支援を行っています。当該制度は、BCPの策定・改訂に係る費用、自家発電設備や貯水タンクといった防災関連設備、耐震診断の実施費用が助成の対象になります。

※会社法上の会社及び営利を目的とし税務署長に開業届出書を提出している個人事業主が対象です。

<問い合わせ先>

春日井市 産業部 企業活動支援課

電 話：0568-85-6247

F A X：0568-84-8731

メール：kigyo@city.kasugai.lg.jp

(詳細は、市ホームページ【ID 1020610】を確認してください。)

7 まとめ

BCPの策定はゴールではなくスタートです。まずはポイントを押さえて作成し、その後に、訓練の結果や最新の知見を用いて、より実用性のある、各事業所に適した計画にしておくことが重要です。

Ⅲ－Ⅲ ハラスメント対策の強化

男女雇用機会均等法第11条第1項及び労働施策総合推進法第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務付けられていることを踏まえ、令和3年度介護報酬改定において、全ての介護サービス事業者にハラスメント対策を求めることが規定されました。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。

1 事業主が講ずべき措置の具体的内容

(1) 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。

(2) 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5,000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化（令和4年3月31日までは経過措置期間による努力義務）。

2 事業主が講じることが望ましい取組み

顧客からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組みの例として、

- ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ②被害者への配慮のための取組み（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
- ③被害防止のための取組み（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組み）

が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、「1 事業主が講ずべき措置の具体的内容」の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場に

おけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にした取組みを行うことが望ましいです。この際、上記マニュアルや手引きについては、次の厚生労働省ホームページに掲載されているので参考にしてください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)

加えて、愛知県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましいです。

Ⅲ－ⅳ 高齢者虐待防止の推進

令和3年度の介護報酬改定で、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務づけられました（経過措置期間により令和6年3月31日までは努力義務）。

1 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めること

(1) 記載する内容及び記載例

- ア 虐待の防止に関する責任者の選定
- イ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修方法、計画
- ウ 虐待や虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法

(参考 運営規程記載例)

- 〇〇条 施設（事業所）は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- 一 施設（事業所）における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 施設（事業所）における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 三 施設（事業所）において、介護職員その他従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年〇回以上）に実施すること。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
 - 五 施設（事業所）は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

2 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じること

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ア 管理者を含む幅広い職種で構成し、虐待防止の専門家を委員として採用することが望ましい
 - イ 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすること
 - ウ 定期的で開催すること
 - エ 虐待の事案については、その性質上、全てが従業者に共有されるべき情報とは限らないため、個別の状況に応じて慎重に対応すること

- オ 虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、一体的に設置・運営することも可能
- カ 他のサービス事業者との連携により行うことも可能
- キ 虐待防止検討委員会は、具体的に次のような事項について検討し、その結果を従業者に周知徹底を図ること
- ク 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ケ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- コ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- サ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- シ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ス 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- セ 前項目における再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(2) 虐待の防止のための指針を整備すること

虐待防止のための指針には、次の様な項目を盛り込むこと。

- ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- カ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること

研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該事業所等における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。

- ア 指針に基づいた研修プログラムを作成すること
- イ 定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施すること
- ウ 研修の実施内容についても記録すること

エ 研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない

(4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

訪問型サービス事業所等における虐待を防止するための体制として、(1)から(3)までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

IV 各種手続き（変更届・加算届等）

1 変更届

(1) 届出期限

介護サービス事業者は、介護保険法、春日井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定める事項に変更があった場合には、10日以内に届け出てください。

提出が必要な書類について、市ホームページ【ID 1009671】において、各サービス種別に添付書類一覧表がありますので、確認していただき、提出をお願いします。

(2) 法人に関する変更の注意

法人に関する変更の場合は法人単位で届け出てください。

また、同一法人で複数の指定事業所がある場合は事業所一覧を添付してください。

(3) 加算算定を受ける際の変更届

体制を整備することによる加算要件を満たし、加算要件を満たすための人員等の変更が伴う時には、「2 加算届」の期日までに「変更届」の提出をしてください。

(4) 運営規程に変更があった場合の届出

運営規程に変更があった場合には、変更後10日以内に届け出てください。

実人員を記載した「従業員の員数の変更」に係る変更届について、次の条件のいずれにも該当する場合は、前年6月1日と当年6月1日を比較した従業員の員数の変更内容を提出してください。

この場合は、1年に1回、当年6月1日から6月30日までに提出してください。

ア 従業員の員数変更が加算の算定体制に影響がないこと

イ 次の職種の変更でないこと

- (ア) 管理者
- (イ) 介護支援専門員
- (ウ) 計画作成担当者
- (エ) 社会福祉主事
- (オ) オペレーター
- (カ) 訪問事業責任者
- (キ) サービス提供責任者

(詳細は、市ホームページ【ID 1009671】を確認してください。)

2 加算届

(1) 算定の届出時期と開始時期

サービスの種類	届出期限	算定の届出時期と開始時期
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 居宅介護支援 介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業	加算算定月の <u>前月15日まで</u> に届出が必要	加算算定月の前月15日以前に届出をした場合 ⇒ <u>届出月の翌月から</u> 加算算定月の前月16日以降に届出をした場合 ⇒ <u>届出月の翌々月から</u> 例) 6月15日に届出 ⇒7月1日算定開始
認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	加算算定月の <u>初日までに</u> 届出が必要	初日に届出をした場合 ⇒ <u>届出月から</u> 初日以外に届出をした場合 ⇒ <u>届出月の翌月から</u>

(2) 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算

- ア 計画書は、法人単位で提出してください。
- イ 施設・事業所別個表（様式2-2及び様式2-3）について、当市で指定を受けている事業所すべてを記載して提出してください（提出する前に、算定月や単価の確認をお願いします。）。
- ウ 算定月の前々月の末日までに届出をする必要があります。
- エ 実績報告書は、計画書事業年度における最終の加算の支払いがあった月の2か月後の末日までに提出してください。
 （詳細は、市ホームページ【ID 1025044】を確認してください。）

3 届出書の様式

指定・変更・廃止など各種届出書様式の用意がありますので御利用ください。
 なお、届出の際には原本及び事業所控えをお持ちください。
 各種様式は、国から示される基準、解釈通知等により一部内容を変更する場合がありますため、届出をする都度、市ホームページ【ID 1009671】にて最新のものをダウンロードしていただきますようお願いいたします。

4 電子申請・届出システムの運用開始

昨年度から各種様式の押印が廃止され、電子データによる届出が可能となりました。利用方法については、介護・高齢福祉課にお問い合わせください。

V 介護サービス事業者による高齢者虐待防止

1 早期発見・通報

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）では、虐待を受けたと思われる高齢者の生命や身体に重大な危険が生じている場合、発見者に市町村への通報を義務付けているほか、高齢者の福祉に業務上及び職務上関係のある者は、高齢者虐待の早期発見に努めることとされています。

日常業務において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市に相談してください。その際、虐待かどうかの判断は必要ありません。

相談受理後に、老人福祉法又は介護保険法の規定により「立入検査等」を行います。

※ 虐待の通報は、守秘義務より優先します。（高齢者虐待防止法第7条第3項）

※ 市は、通報者を特定するような情報を漏らしてはならないと法律で規定されています。（高齢者虐待防止法第8条）

2 高齢者虐待とは

65歳以上の高齢者に対する養護者及び養介護施設従事者等の次の行為を指します。

虐待の種類	内 容
身体的虐待	高齢者を身体に外傷が生じ又は生じるおそれのある暴行。 例) ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る ・意図的に薬を過剰に服薬させる、身体拘束など
介護・世話の放棄、放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待の放置など養護を著しく怠ること。 例) ・入浴しておらず異臭がする、皮膚が汚れている ・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境で住まわせる ・高齢者本人が必要とする介護や医療サービスを、相応の理由なく制限し、使わせない
心理的虐待	高齢者に対し脅しや侮辱などの威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、高齢者に対し著しい心理的な外傷を与える言動。 例) ・排泄の失敗等を嘲笑する ・侮辱を込めて子どものように扱う
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。 例) ・懲罰的に下半身を裸にして放置する、本人の合意なく性的な行為を強要する

経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 例)・日常生活に必要な金銭を渡さない、財産を無断で売却する
-------	--

3 養介護施設従事者等による虐待の通報件数及び認定件数

(1) 相談・通報件数と虐待認定件数

年度 組織等	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	相談・通報 件数	虐待認定 事例	相談・通報 件数	虐待認定 事例	相談・通報 件数	虐待認定 事例
春日井市	6	3	8	2	8	1
愛知県	93	32	101	17	-	-

(2) 令和3年度相談・通報者内訳

	当該施設 事業所職員	家族	匿名 その他
件数 (件)	3	1	4

4 虐待認定事例の具体的内容と発生要因

	内容	発生要因
1	【身体的虐待】 事業所職員が利用者に対し顔面等へ平手打ち等の暴力を振るった。	利用者が大声を出していたことに苛立ちを覚え手を出してしまった。 事業所において、虐待防止のために必要な体制の整備、研修等の取組みが不十分だった。

5 事例を通じて考えられる虐待防止対策例

(1) 虐待防止に関する正しい知識と適切な対応

- ・虐待防止研修を実施し、日頃から虐待防止の意識を高める。
- ・参加しやすい日にちの設定や研修の周知期間を長めに設定する等、職員全員が研修に参加しやすい環境を整える。
- ・虐待が発生しそうな場面に遭遇した場合の対応方法について、ロールプレイを交えて職員間で意見交換し、対応方法を確認する。

(2) 職員のストレスケアや怒りのコントロールへの対応

- ・勤務時間や職員配置を見直す。
- ・定期的に職員面談を実施する。
- ・アンガーマネジメント（怒りのコントロール）研修を実施する。

VI 事故発生時の対応

介護サービス事業者は、「春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」等の規定に基づき、サービスの提供により事故が発生した場合は、保険者及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととなっています。

また、事故発生時の利用者家族等への連絡は、過失の有無にかかわらず、真摯に対応するとともに、賠償をすべき事故である場合には、損害賠償を速やかに行っていただきますようお願いいたします。

1 報告を要する事故等

- (1) サービス提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生
- (2) 食中毒及び感染症の発生
- (3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事事件等の発生
- (4) その他、報告が必要と認められる事例

2 報告方法

- (1) 事故等の発生後速やかに、遅くとも5日以内にメール又はFAXで報告（第1報）をしてください。

【報告先】春日井市健康福祉部介護・高齢福祉課 指導担当

メール：kaigo@city.kasugai.lg.jp FAX：0568-84-5764

- (2) その後の状況変化などの経過について、順次報告をしてください。
- (3) 事故の原因分析や再発防止策等を作成次第、報告をしてください。

市ホームページ『事故発生時の報告について』【ID 1024506】

※市様式の事故報告書の項目が含まれていれば、別様式での報告も可能です。

※事故報告書の提出をもって第1報とします。電話のみでの報告は御遠慮ください。収受が済んでいるかの問い合わせは、電話で可能です。

3 応急手当講習

当市では事業所へ指導員を派遣する応急手当講習を実施していますので、積極的に御利用ください。詳細は市ホームページ【ID 1003877】を御確認ください。

令和3年度事故報告書集計結果

令和3年度の事故報告件数は、479件でした（1日平均1.31件）。事故発生から5日以内に市への報告が必要ですが、第1報の報告まで平均8.46日でした。実施指導で提出をお願いした事例や、数か月後に提出があった事例もありました。

事故の発生は、転倒リスクが少ないと考えられていた方の転倒や、予期せぬ時、利用者の情報共有不足により発生している傾向がありました。また、同じ利用者が転倒を繰り返す事例もありました。

1 サービスごとの事故、発生場所の件数（P25 別表）

最も多かったのが介護老人福祉施設で159件、次いで介護老人保健施設で75件であり、入所・入居系の施設での事故が多い結果となっています。

ほぼ全てのサービスにおいて、**転倒**が一番多くなっています。

2 死亡事故

病気による死亡が多く発生していましたが、体調に変化があった際、職員が早期に気づき、病院等の受診につながっていました。

	発生月	サービスの種類	時間	場所	年齢	介護度	認知症	原因
1	4月	介護老人保健施設	午後7時	居室	70代	介護5	有	不明
2	5月	介護老人保健施設	午後6時	食堂	70代	介護4	有	誤嚥
3	6月	認知症対応型共同生活介護	午前7時	居室	80代	介護4	有	不明
4	6月	介護老人福祉施設	午前8時	居室	80代	介護3	有	転倒
5	7月	認知症対応型共同生活介護	午前5時	廊下	80代	介護2	有	その他
6	8月	地域密着型介護老人福祉施設	午後6時	フロア	90代	介護5	有	不明
7	9月	通所介護	午前11時	静養室	80代	介護2	有	その他
8	9月	介護老人福祉施設	午前3時	居室	80代	介護3	有	その他
9	11月	介護老人福祉施設	午前5時	居室	80代	介護5	有	窒息
10	11月	特定施設入居者生活介護	午後7時	居室	90代	介護4	有	その他
11	11月	認知症対応型通所介護	午後0時	食堂	90代	介護4	有	誤嚥
12	12月	地域密着型通所介護	午後4時	機能訓練室	70代	事業対象者	無	その他
13	12月	地域密着型通所介護	午後10時	廊下	80代	介護2	無	その他
14	1月	介護老人保健施設	午後5時	食堂	80代	介護1	有	誤嚥
15	2月	認知症対応型共同生活介護	午前0時	居室	90代	介護3	有	不明

3 離設

ほとんどが施設系サービスで発生していました。

おやつや夕食等利用者が集まる際に施設内にいないことに気づく事例が多く発生していました。施設内捜索後、速やかに警察や家族に連絡がされていました。近所の方や、知り合いの方が気づき、施設や警察に連絡が入り保護されていました。

	発生日	サービスの種類	時間	年齢	介護度	認知症
1	4月	認知症対応型共同生活介護	午後1時	90代	介護2	有
2	6月	認知症対応型共同生活介護	午後5時	90代	介護2	有
3	7月	特定施設入居者生活介護	午後5時	80代	介護1	不明
4	8月	認知症対応型共同生活介護	午後2時	70代	介護4	有
5	10月	通所介護	午後4時	70代	介護1	有
6	11月	地域密着型介護老人福祉施設	午前9時	80代	介護4	有
7	2月	特定施設入居者生活介護	午後5時	80代	介護1	無

4 サービスごとの事故の特徴

(1) 通所系サービス

転倒は、送迎時の車の乗降や移乗（機械浴のいすから車いす、車いすから食堂のいす）、訓練中に発生していました。また、職員が近くにいない状態で起きていました。

(2) 施設系サービス

転倒、転落事故の多くは、居室や共用部において、特に職員が近くにいない状態で発生していました。ベッドや便座からの立ち上がり、ベッドから車いす等への移乗時、歩きはじめ、歩行中の方向転換時に多くの転倒、転落事故が起きていました。ふらつきがあり、職員が支えようとして利用者とともに転倒してしまう事例も発生していました。

また、いすからの立ち上がりや、ベッド上での起き上がりの介助時に、支える場所が悪く、骨折につながる事例も発生していました。

別の方の内服薬を誤って服薬介助してしまう誤薬も発生していました。

5 市へ報告された具体的な事故防止対策例

種類	事故の内容	再発防止策
転倒	フロア内に他の利用者のシルバーカーが置いてあり、それに躓いて転倒した。	シルバーカーを利用者の動線には置かず、安全な場所に置く。食前は特に利用者が移動されることが多い時間帯になるため、職員の見守りを実施する。

	洗面台に向かって歩行していた利用者が突然意識消失し、付き添いの職員も支えきれず転倒した。	意識消失の頻度が高い利用者。歩行時はシルバーカーを使用している。歩行時には介助者が必ず側方又は後方に付き添い、利用者の身体に手を添え移動し、急な意識消失でも身体を支えられるようにする。また、広くあいている歩行ルートを確保する。
	日頃からすり足でふらつきが見られていた。夜間、居室内のトイレに行こうとして、転倒した。	ベッドの位置をトイレに近づけ、移動距離が短くなるよう、部屋のレイアウトを変更した。夜間はポータブルトイレを設置する。ふらついた時のことを考慮し、トイレの扉の角に保護材を取り付ける。
	浴室入口で車いすから機械浴いすへ移乗の際、職員の足が滑りバランスを崩して利用者を抱えたまま転倒した。	移乗介助は脱衣所で行う。機械浴いすへの移乗は二人介助で行い、職員は自分のサイズにあった履物を使用する。
誤嚥	一口大のパンを食べていた。食後、食器を下げようと利用者に職員が近づくと身体が左に傾き、ぐったりされていた。	多職種で相談を行い、パンの食事形態を一口大から浸しパンへ変更した。食事時の席は、異変に気づきやすいよう、職員の近くにすする。入居時より、咀嚼・嚥下能力が低下していることも考えられるため、見守りを行う。家族からの差し入れについても、利用者の嚥下状態にあった物をお願いする。
誤薬	夕食後、薬を渡す際、他利用者の薬を渡してしまい、利用者も気づかず服薬してしまった。	机にも名札を貼り、名前付きのコップに水を入れ、薬とともに利用者の手元にお持ちする。薬袋の名前を職員が読み上げ、返事をもらう。服薬が済んだことを確認する。
離設	洗濯室にある勝手口の鍵が誰でも開けられるようになっており、外へでてしまった。	洗濯室のドアを必ず施錠し、利用者の手が届かないところに鍵を保管する。鍵を簡単に開けられないように形状の変更を行う。利用者の所在を常に把握する。

6 その他

令和3年度介護報酬改定により、施設系サービスにおいて、安全対策担当者を選定することが義務付けられ、新たな減算・加算が創設されました。適切な御対応をお願いします。

(1) 運営基準

- ア 事故発生防止のための指針の整備
- イ 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備
- ウ 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施
- エ ア～ウの措置を適切に実施するための担当者の設置**

(2) 報酬基準

- ア 安全管理体制未実施減算 5単位/日（令和3年10月から）
運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合
- イ 安全対策体制加算 20単位（新規入所者に入所初日のみ算定）
外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内の安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合

7 事故予防に関する参考ホームページ

事故予防に関する情報や再発防止策が具体的に記載されているものとなります。今後の事故予防の参考にしてください。

(1) 社会福祉施設の安全管理マニュアル

職員、利用者向けに転倒事故予防に焦点を当てて作成されたマニュアル
(厚生労働省ホームページ：社会福祉施設における労働災害防止対策について
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123245.html>)

(2) 介護老人保健施設 安全推進マニュアル

「誤飲・誤嚥を防止するために」「転倒・転落等の事故を防止するために」
「入浴時の事故を防止するために」
(全老健共済会ホームページ：<https://www.roken.co.jp>)

サービスの種類		報告事業所数		種別												発生場所						(件)	
		件数	合計 (再掲) 市内	転倒	転落	誤嚥 窒息	誤薬	離脱	虐待	その他	不明	死亡	居室	自宅	共用部	廊下	トイレ	更衣室・浴室	駐車場	その他	不明		
訪問介護																							
訪問入浴介護																							
訪問看護																							
訪問リハビリテーション																							
通所介護	26	17	17	16	1	1	1	1	8	1	1	9	1	5	1	1	1	1	8	1			
通所リハビリテーション	7	3	3	7								3	1	1	1	1	1	1	1				
短期入所生活介護	34	11	9	28	2	1	1	1	2	4	20	9	2	1	1	1	1	1	1				
特定施設入居者生活介護	55	14	11	36	2	1	3	2	7	4	40	7	3	3	3	3	3	3	2				
福祉用具貸与																							
地域密着型通所介護	11	9	9	8					3	2		1	4	2	1	1	2	3					
認知症対応型通所介護	2	2	2		1	1	1	1											1				
小規模多機能型居宅介護	9	5	5	6			1		2		2	1	4		1				1				
認知症対応型共同生活介護	61	17	17	40	2	1	1	2	9	6	27	18	6	3	6	1	3	5	1				
地域密着型特定施設入居者生活介護																							
地域密着型介護老人福祉施設	38	8	8	17	8			1	5	7	19	13	1	2	2	2	2	1					
居宅介護支援事業所	1	1	1						1														
介護老人福祉施設	159	17	8	106	15	4	3	15	16	3	86	43	10	14	6	6	6	1					
介護老人保健施設	75	6	6	59	6	2		3	5	3	40	18	6	7	3	3	3	1					
介護療養型医療施設	1	1	1					1			1												
合計	479	111	97	323	35	10	9	7	55	40	235	2	129	26	32	27	26	1	23	4			

Ⅶ ケアプラン点検

1 目的

介護支援専門員がケアマネジメントの一連のプロセスを振り返り、自立支援に資するケアプランとなっているか「気づき」を促すことで、適切な給付を支援することを目的としています。

2 令和4年度ケアプラン点検

(1) ケアプラン点検の実施予定件数 120件

そのうち、適正な事業所の割合 90%

(2) 実施方法（令和3年度からの変更点）

令和2・3年度にケアプラン点検を実施したことがない介護支援専門員、居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン点検対象事業所、高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検対象事業所に該当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して実施します。対象とするケアプランを次のとおりです。

ア 初回加算を算定しているプラン

イ 市が指定した被保険者のプラン（訪問介護同一建物減算1、2を算定しているプランでヘルパーの利用回数が多いもの）

3 令和3年度ケアプラン点検件数

点検実件数 120件（適正 87件、要改善 33件）

適正な事業所の割合 83%

4 令和3年度の主な指摘事項

（詳細は、市ホームページ【ID 1022335】を確認してください。）

アセスメント	<ul style="list-style-type: none">・生活歴、医学的な情報の聞き取りが不十分・状態・状況の詳細が記載されていない（特記事項の記載がない）・現状の予後予測とサービス導入後の予後予測が記載されていない
第1表	<ul style="list-style-type: none">・アセスメントから生活に対する意向が導きだせていない・利用者及び家族を含むケアチームとして目指すべき方向性を確認できる方針となっていない
第2表	<ul style="list-style-type: none">・優先すべき課題の項目に応じた課題の整理が行われていない・目標が抽象的な内容となっており、本人が具体的に何をするかイメージできる記載になっていない
第3表	<ul style="list-style-type: none">・1日単位、1週間単位、月単位の利用者の生活をケアチームで共有できる内容になっていない

5 令和3年度ケアプラン点検に係るアンケート結果について

(1) 回収率 72%

(2) ケアプラン点検アンケート結果

① 今回のケアプラン点検は役に立ちましたか。(1つ○をつけて回答)

1	役に立った	87%
2	どちらかと言えば役に立った	12%
3	どちらかと言えば役に立たなかった	0%
4	役に立たなかった	0%
5	その他	1%

② ①で○をつけた項目について、そう思われる理由にあてはまるものに○をつけてください。(複数回答可)

1	自分の課題に気づくことができた	94%
2	疑問や悩みが解消された	37%
3	助言内容が納得できなかった	1%
4	具体的に改善すべき項目が理解できなかった	0%
5	その他	4%

③ 点検で得られた気づき等は、プラン作成業務に生かせそうですか。(1つ○をつけて回答)

1	生かせる	78%
2	どちらかと言えば生かせる	17%
3	どちらかと言えば生かせない	0%
4	生かせない	0%
5	その他	5%

④ ケアプラン点検について、あてはまるものに○をつけてください。(複数回答可)

1	このままでよい	87%
2	時間が長い	4%
3	その他	9%

⑤ ケアプラン点検についてご意見などご自由にお書きください。

- ・振り返りのよい機会となった。
- ・利用者視点での客観的な指摘であった。

VIII 新型コロナウイルス感染症に係る対応

新型コロナウイルス感染症に対して、引き続き十分な感染防止対策を徹底した上で、要介護（要支援）者に対して、適切な介護サービスが継続的に提供されるようお願いいたします。

1 新型コロナウイルス感染症等に関するホームページ

新型コロナウイルス感染症等に関する情報の専用ホームページを開設し、介護保険最新情報等を内容別に掲載していますので、御活用ください。

今後も、頻繁に更新することが予想されますので、漏れのないよう随時、確認していただきますようお願いいたします。

（詳細は、市ホームページ【ID 1027213】を確認してください。）

2 新型コロナウイルス感染者等発生時の報告

利用者及び職員で新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合は、閉庁日（休日等）も、速やかに報告専用フォームで御報告ください。

なお、入力の際は、別途お伝えしているIDとパスワードが必要です。

IDとパスワードが不明の際は、お問い合わせください。

<問い合わせ先>

春日井市 健康福祉部 介護・高齢福祉課 指導担当

電 話：0568-85-6921

F A X：0568-84-5764

メール：kaigo@city.kasugai.lg.jp

（詳細は、市ホームページ【ID 1027218】を御確認ください。）

Ⅹ 災害対応

1 介護施設・事業所等における災害時情報共有システム

災害時に介護施設・事業所の被災状況、稼働状況など災害に関わる情報を国と地方自治体で把握・共有し、迅速かつ適切な支援を行うため、災害時の被災状況に係る各種情報を集約するシステムとして、介護サービス情報公表システムに「災害時情報共有システム」が追加されました。

今後、災害が発生し介護施設・事業所が被災した場合は、災害時情報共有システムにより被災状況を報告することとなりますので、報告手順を含めた対応について確認し、被災時においては、速やかに報告をお願いします。

(詳細は、市ホームページ【ID 1027879】を確認してください。)

2 安全行動（シェイクアウト）訓練

当市では、総合防災訓練（令和4年度は、8月28日（日）午前7時から午前10時40分まで開催予定）の実施にあたり、大きな地震から身を守る市内一斉の「安全行動（シェイクアウト）」訓練を行います。この訓練は、大地震が発生したと想定し、「まず低く」「頭を守り」「動かない」という「安全行動1・2・3」を実行する訓練です。

この訓練は、総合防災訓練の会場に限らず、春日井市安全安心情報ネットワークへ加入いただくことで、「そのときあなたがいる場所」で訓練に参加することができます。訓練時間は3分程度（8月28日（日）午前8時18分頃開始予定）です。訓練方法は春日井市安全安心情報ネットワークへ加入した人に「訓練開始」のメールを送信しますので、受信したら「安全行動1・2・3」を実行し訓練に参加してください。

安全行動（シェイクアウト）は、地震から身を守る行動を一斉に実施することによって、日頃の防災対策を確認するきっかけづくりとすることを目的に行っております。是非、御参加ください。

(総合防災訓練についての詳細は市ホームページ【ID 1004226】、春日井市安全安心情報ネットワークについての詳細は市ホームページ【ID 1001490】を確認してください。)

X 介護サービス情報の公表

1 目的

介護サービスの利用者等が公表されたサービス事業者の情報を比較検討することにより、利用者等の主体的な事業者の選定を可能にすることを目的としています。

また、情報公開をすること等により事業者のサービスの質の向上への効果が期待されています。なお、事業者には介護保険法第115条の35第1項の規定により報告が義務付けられています。

2 対象となるサービス事業者

次のいずれかに該当する事業者が対象になります。

- (1) 新たに介護サービスの提供を開始した事業者
- (2) 基準日において、介護サービスを提供する事業者のうち、基準日前1年において介護報酬額が100万円を超える事業者

3 公表情報

公表する介護サービス情報は、介護保険法施行規則第140条の45で規定されています。その内容は、おおむね次のとおりです。

- (1) 基本情報：事業所の名称、所在地、連絡先、利用者数、職員配置など
- (2) 運営情報：介護サービスの内容、事業所の運営状況など
- (3) 独自項目：介護サービスの質、介護サービスに従事する従業者に関する情報など（公表は任意）

4 報告の方法

愛知県のホームページから報告ください。

○愛知県ホームページ『介護サービス情報の公表について』

URL：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/kaigo-zyouhoukouhyou.html>

※ 令和4年度の報告は8月頃に周知が予定されています。

5 問い合わせ先

愛知県福祉局高齢福祉課 介護保険指定・指導グループ 情報公開担当

電話：052-954-6479（平日午前9時30分～正午、午後1時～午後6時）

メール：kaigo-shitei@pref.aichi.lg.jp

XI 研修・講習会のお知らせ

介護サービスの管理者等には基準で定められた研修・講習会の受講及び修了が義務付けられています。

当市では、各研修・講習会の内容を市ホームページ【ID 1016912】で周知しますので、適宜確認をお願いします。愛知県社会福祉協議会ホームページにおいても研修の案内が掲載されていますので併せて御確認ください。

なお、年間の研修及び講習会の開催数と人数は限られていますので、早目に申込をしてください。

主に掲載する研修・講習会 市ホームページ【ID 1016912】

研修名	受講を必要とする職種や加算
① 認知症介護実践者研修	認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者及び③⑤の研修を受講する者【必須】
② 認知症介護指導者養成研修	認知症専門ケア加算、認知症加算【必須】
③ 認知症対応型サービス事業 管理者研修	認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の管理者【必須】
④ 認知症対応型サービス事業 開設者研修	小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の代表者【必須】
⑤ 小規模多機能型サービス等 計画作成担当者研修	小規模多機能型居宅介護の計画作成担当者【必須】
⑥ 介護支援専門員実務研修	介護支援専門員実務研修受講試験合格者
⑦ 介護支援専門員専門研修	初回の更新か否か、実務経験の有無、実務従事期間等により異なります。
⑧ 介護支援専門員更新研修	詳しくは、愛知県社会福祉協議会ホームページでご確認ください。

愛知県社会福祉協議会ホームページ

https://www.aichi-fukushi.or.jp/intoro/jinzai/kensyu_index.html

XII 要介護・要支援認定更新申請開始日の受付手順

当市では、更新申請の開始日に限り、事業所が受付する順番を抽選で決めています。抽選に参加をする場合には、**毎月15日午前8時30分から18日午後5時15分までに**、「抽選申込書」をメール、FAX又は窓口のいずれかの方法で提出してください。

春日井市 健康福祉部 介護・高齢福祉課 認定担当あて

メール：kaigo@city.kasugai.lg.jp FAX：0568-84-5764

※抽選申込をしていない事業所は、抽選申込をした事業所以降の順番になります。

※必ず抽選申込に参加しなければならないものではありません。

※受付期間の15日から18日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、メール及びFAXのみの受付になります。

※8月受付（9月の更新認定申請開始日）に限り、夏季休暇を考慮して、受付期間を15日から20日までとします。

また、開始日については、申請を受け付けた方の要介護認定等申請受理通知書及び資格者証を翌日以降にお渡し又は郵送しており、それにあたり「要介護・要支援認定申請受理確認書」の添付をお願いしています。

こちらは抽選に参加をしない事業所も添付をしてください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、引き続きできるかぎり事前の郵送申請をお願いします。

（詳細は、市ホームページ【ID 1016162】を確認してください。）

XIII 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度

低所得者で特に生計が困難な方に対し、社会福祉法人等が提供する介護サービスについて、介護サービス費（1割分）、食費、居住費（滞在費）及び宿泊費が軽減される場合があります。

1 対象者

- ・生活保護受給者
- ・世帯全員が市民税非課税で、次の要件全てを満たす方
 - (1) 年間収入が単身世帯で150万円（世帯員1人増えるごとに50万円加算）以下
 - (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円（世帯員1人増えるごとに100万円加算）以下
 - (3) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない
 - (4) 負担能力のある親族等に扶養されていない
 - (5) 介護保険料を滞納していない

2 対象となるサービス

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護※、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護※、小規模多機能型居宅介護※、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護福祉施設サービス、第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業、第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（※は介護予防サービスを含む）

XIV 介護保険施設における負担限度額認定

介護保険施設やショートステイを利用する方の食費・居住費について、低所得の方への助成（補足給付）を行っています。

世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が市民税非課税の場合が対象です（課税の配偶者がいる場合、世帯分離や施設へ住所を移しても認定されませんので御注意ください）。

令和3年8月1日から、認定要件である預貯金等の金額が1,000万円（夫婦の場合は2,000万円）から500万円（夫婦1,500万円）、550万円（夫婦1,550万円）、650万円（1,650万円）に見直しされました。申請をして対象外となった場合も、預貯金額が減少して認定要件を満たすこととなった場合は再度の申請により対象となります。

<このページについての問い合わせ先>

春日井市 健康福祉部 介護・高齢福祉課 高齢サービス担当
電話：0568-85-6182

令和4年度介護サービス事業者講習会

編集・発行 春日井市 健康福祉部 介護・高齢福祉課

〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

電話：0568-85-6921 FAX：0568-84-5764

HP：<https://www.city.kasugai.lg.jp/>

E-mail：kaigo@city.kasugai.lg.jp